



長野県報

3月28日(月)
令和4年
(2022年)
第291号

目次

規則

長野県公文書等の管理に関する条例施行規則（情報公開・法務課）	2
長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則（情報公開・法務課）	3
長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則（地域福祉課）	6
長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）	7

告示

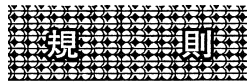
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	14
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市・まちづくり課）	14
都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課）	14
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（河川課）	15
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	15
長野県選挙管理委員会公文書管理規程（選挙管理委員会）	15
長野県議会公文書管理規程（総務課）	18
長野県監査委員公文書管理規程（監査委員事務局）	21
長野県労働委員会公文書管理規程（労働委員会事務局）	23

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）	24
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	24
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（都市・まちづくり課）	24
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	25
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	25

訓令

長野県公印規程の一部改正（情報公開・法務課）	27
長野県文書規程の一部改正（情報公開・法務課）	27
長野県マイクロフィルム文書管理規程の一部改正（情報公開・法務課）	45
長野県人事委員会公文書管理規程（人事委員会事務局）	46



長野県公文書等の管理に関する条例施行規則をここに公布します。

令和4年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第14号

長野県公文書等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、公文書の管理について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(歴史公文書の基準)

第2条 条例第2条第3項の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い情報が記録されていること。

(管理状況の報告)

第3条 条例第10条第1項の規定による報告は、次に掲げる公文書の管理の状況について行うものとする。

- (1) 公文書ファイル等の作成等の状況
- (2) 保存期間が満了した公文書ファイル等の移管、廃棄及び保存期間の延長の状況
- (3) 研修の実施状況
- (4) 公文書の管理の状況に係る点検及び監査の実施状況
- (5) 公文書ファイル等の紛失等の状況

(意見聴取を要しない軽易な事項)

第4条 条例第11条第3項の規則で定める軽易な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、他の条例、規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程その他の規程の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- (2) 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前公文書の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は条例若しくは他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、次項から附則第6項までに定めるところによる。
- 3 条例附則第4項の規定により条例及び公文書管理規程に基づく保存期間のうち最も長い保存期間（以下この項及び次項において「最長保存期間」という。）が設定されたものとみなされる施行日前公文書のうち、当該最長保存期間の満了する日が施行日前であるものについては、保存期間が施行日の前日まで延長されたものとみなす。
- 4 条例の施行の日（公安委員会及び警察本部長にあっては、条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日。以下この項において「施行日」という。）において、最長保存期間より長い保存期間が設定されている施行日前公文書（施行日前に保存期間が延長されたものを除く。）については、最長保存期間が設定されたものとみなす。この場合において、当該最長保存期間の満了する日が施行日前である施行日前公文書については、保存期間が施行日の前日まで延長されたものとみなす。
- 5 施行日前公文書については、条例第5条第4項、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、条例第5条第4項中「第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日」とあるのは「実施機関が自ら定めた基準により設定した保存期間及び当該保存期間の満了する日（附則第4項の規定によりこの条例及び公文書管理規程に基づく保存期間のうち最も長い保存期間が設定されたものとみなされる施行日前公文書にあっては当該最も長い保存期間及び当該最も長い保存期間の満了する日（長野県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和4年長野県規則第14号）附則第3項の規定により保存期間が施行日の前日まで延長されたものとみなされる施行日前公文書にあっては、延長後の保存期間及び当該延長後の保存期間が満了する日）、同規則附則第4項前段の規定により最長保存期間が設定されたものとみなされる施行日前公文書にあっては当該最長保存期間及び当該最長保存期間の満了する日（同項後段の規定により保存期間が施行日の前日まで延長されたものとみなされる施行日前公文書にあっては、延長後の保存期間及び当該延長後の保存期間が満了する日）」と、条例第7条第1項及び第8条中「公文書ファイル等」とあるのは

「施行日前公文書（施行日前公文書を一の集合物にまとめた場合にあっては、当該一の集合物）」と、同条第1項中「第5条第5項の規定による定めに基づき」とあるのは「公文書管理規程で定めるところにより」と読み替えるものとする。

6 附則第2項から前項までに掲げるもののほか、施行日前公文書の管理に関し必要な事項は、実施機関が定める。

情報公開・法務課

長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則をここに公布します。

令和4年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第15号

長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特定歴史公文書の保存、利用等について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目録の作成及び公表)

第2条 条例第12条第4項の必要な事項は、次に掲げる事項（条例第14条第1項第1号のアからウまでに掲げる情報に該当するものを除く。）とする。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 移管をした実施機関の名称
- (4) 作成し、又は取得した日の属する年度
- (5) 移管を受けた日の属する年度
- (6) 保存場所
- (7) 媒体の種別
- (8) 識別番号（識別を容易にするために付す番号、記号その他の符号をいう。）
- (9) 利用の制限の区分
- (10) その他適切な保存及び利用に資する情報

2 知事は、条例第8条第1項又は第5項の規定による移管を受けたときは、原則として当該移管を受けた日から1年以内に、当該移管を受けた特定歴史公文書に係る前項各号に掲げる事項を、条例第12条第4項の目録に記載しなければならない。

3 知事は、条例第12条第4項の目録について、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(利用請求書)

第3条 条例第13条第1項に規定する利用請求書は、特定歴史公文書利用請求書（別記様式）によるものとする。

(本人であることを示す書類)

第4条 条例第15条の利用請求をする者は、知事に対し、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの（やむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類）で利用請求する者の氏名が記載されているものを提示し、又は提出しなければならない。

(条例第19条第1項の規則で定める事項)

第5条 条例第19条第1項の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第19条第2項の規則で定める事項)

第6条 条例第19条第2項の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第19条第3項の規則で定める事項)

第7条 条例第19条第3項の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書の利用をさせようとする理由

- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書に付されている条例第8条第6項の規定による意見の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (電磁的記録の利用の方法)
- 第8条 条例第20条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
- ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- ウ 当該電磁的記録を専用機器（利用する者の閲覧又は視聴の用に供するために知事が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (写し等の交付費用)
- 第9条 条例第21条の規則で定める費用は、別表のとおりとする。
- (利用の促進)
- 第10条 知事は、特定歴史公文書（条例第14条の規定により利用させることができるものに限る。）について、別に定めるところによる簡便な方法により利用に供することができる。
- (特定歴史公文書の廃棄)
- 第11条 知事は、特定歴史公文書として保存している文書について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、長野県公文書審議会の意見を聴いた上で、当該特定歴史公文書を廃棄することができる。
- 2 知事は、前項の規定により特定歴史公文書を廃棄した場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。
- (補則)
- 第12条 この規則に定めるもののほか、特定歴史公文書の保存、利用等に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- (別表) (第9条関係)

特定歴史公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画（(2)及び(3)に該当するものを除く。）	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき10円（多色刷りにあつては、20円）
	(2) マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき10円
	(3) 写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
2 電磁的記録		ア 用紙に出力したもの	用紙1枚につき10円（多色刷りにあつては、20円）
		イ 光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき90円

(備考) 用紙の両面に印刷し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

(別記様式) (第3条関係)

特定歴史公文書利用請求書

年 月 日

長野県知事

殿

郵便番号

住 所

氏 名

法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

法人その他の団体にあつては、
担当者の電話番号及び氏名

長野県公文書等の管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり
特定歴史公文書の利用を請求します。

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称	利用の制限の区分
利用の方法	(該当する□内にレ印を記入し、写し等の交付による場合にはその方法を記入してください。) ☐ 閲覧又は聴取・視聴 ☐ 写し等の交付	
写し等の交付の方法	(該当する□内にレ印を記入し、郵送等による場合で住所以外の場所への郵送等を希望するときにはその宛先を記入してください。) ☐ 長野県立歴史館において交付 ☐ 郵送等 宛先 (郵便番号 —)	

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和4年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第16号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則
長野県福祉大学校管理規則（平成6年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。
第7条第3項第1号中「第39条第1号」を「第40条第2項第1号」に改める。

別表第2中

介護の基本A	講義	4 (60)
介護の基本B	演習	4 (120)

を

「

介護の基本A	講義	2 (30)
介護の基本B	演習	4 (120)
介護の基本C	講義	2 (30)

に、

」

「

発達と老化の理解	講義	2 (30)
認知症の理解	講義	2 (30)
	演習	1 (30)
障害の理解	演習	1 (30)
こころとからだのしくみ	講義	2 (30)
	演習	1 (30)

を

」

「

こころとからだのしくみ	講義	2 (30)
	演習	1 (30)
発達と老化の理解	講義	2 (30)
認知症の理解	講義	2 (30)
	演習	1 (30)
障害の理解	演習	1 (30)

に改める。

」

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和4年3月31日現在在学する者の履修すべき教科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県福祉大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第17号

長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

長野県立自然公園条例施行規則（昭和35年長野県規則第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」を「第1条・第2条」に、「第2章 公園事業（第2条―第10条）」

を「第1章の2 公園計画（第2条の2）」に、「第19条」を「第19条の2」に、「第4章 風景地保護協定（第20条―第22条）」
を「第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第19条の3―第19条の7）」に改める。
第4章 風景地保護協定（第20条―第22条）」

第2章の章名を削る。

第2条第6号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改め、同条の次に次の1章、章名及び1条を加える。

第1章の2 公園計画

第2条の2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

(1) 条例第6条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）をする協議会（条例第6条の11第1項又は第26条の2第1項に規定する協議会をいう。次号及び次項において同じ。）を組織した市町村

(2) 提案をする協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第2章 公園事業

（公園事業の決定等の提案に係る添付書類）

第2条の3 条例第6条の4第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書面

ア 条例第6条の4第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）をする協議会を組織した市町村

イ 提案をする協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に係る必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第3条中「第6条の3第2項」を「第6条の5第2項」に改める。

第4条第1項中「第6条の3第4項第6号」を「第6条の5第4項第6号」に改め、同条第2項中「第6条の3第4項」を「第6条の5第4項」に改め、同条第3項中「第6条の3第5項」を「第6条の5第5項」に改め、同項ただし書中「まで」を「まで、第11号」に、「除く」を「除くとともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる」に改め、同項第3号及び第4号中「以上」を「程度」に改め、同項第5号中「1,000分の1以上」を「1,000分の1程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第7号中「並びに」を「及び」に、「その内訳」を「内訳」に改め、同項第8号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同項第10号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第6条の5第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第5条中「第6条の3第6項ただし書」を「第6条の5第6項ただし書」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 条例第6条の5第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更（ただし、同号に掲げる事項の変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

(2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（ただし、同項第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第6条第1項中「第6条の3第7項」を「第6条の5第7項」に改め、同条第2項中「第6条の3第8項」を「第6条の5第8項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第6条の5第6項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の

申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第7条中「第6条の3第9項」を「第6条の5第9項」に改める。

第8条第2項中「第6条の5第2項」を「第6条の7第3項」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第6条の5第1項」を「第6条の7第2項」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項第3号中「第6条の3第2項」を「第6条の5第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第6条の7第1項の規定による承認の申請は、長野県立自然公園内公園事業譲渡承継承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 第4条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第9条中「第6条の6」を「第6条の8」に、「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第10条中「第6条の7第2項」を「第6条の9第2項」に、「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

第2章に次の5条を加える。

（県立自然公園における協議会の公表）

第10条の2 条例第6条の11第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 協議会（条例第6条の11第1項に規定する協議会をいう。第10条の4第2項第2号及び第10条の6第3号において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第6条の11第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第10条の3 条例第6条の12第1項の規定による認定の申請は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、区域の規模が大きい場合、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 条例第6条の5第2項の協議又は同条第3項の認可を要する条例第6条の12第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、国等が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）

ア 第4条第3項第1号から第4号まで、第6号、第12号及び第13号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

- (4) 条例第6条の5第6項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号のア及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）
- (5) 条例第8条第1項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図面
- (6) 条例第20条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第6条の12第4項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第10条の4 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第6条の12第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の名称
- (2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第8条第1項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第20条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第10条の5 条例第6条の12第6項(条例第6条の13第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第10条の6 条例第6条の13第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 第5条各号に掲げる変更
- (5) 計画期間の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第6条の12第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第12条中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、「の各号」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

第12条第1号中「5万分の1以上」を「2万5,000分の1程度」に改め、同条第2号中「以上」を「程度」に改め、同条第3号中「以上」を「程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同条第4号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第8条第1項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第13条の次に次の1条を加える。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第13条の2 条例第8条第1項第15号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用する行為とする。

第14条中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

第15条第1項中「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「様式第11号」を「様式第12号」に改める。

第16条中「第10条第3号」を「第10条第4号」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第4号中「ある」を「あつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である」に、「行為」を「行為(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。)」に改め、同条第15号中「巣箱、給じ台」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台」に改め、同条第19号中「付帯」を「附帯」に、「限る」を「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る」に改め、同条第20号及び第21号を次のように改める。

(20) 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築する行為(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

(21) 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築する行為(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

第16条第23号を削り、同条第22号中「電線、電話線及び通信ケーブル」を「電線等又はその引込みに要する設備」に改め、同号を同条第23号とし、同条第21号の次に次の1号を加える。

(22) 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築する行為(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

第16条第24号を削り、同条第25号中「又は農作物」を「、農作物、森林又は生態系」に改め、同号を同条第24号とし、同条第26号中「防除」の次に「又は保安」を加え、同号を同条第25号とし、同条第66号及び第67号を削り、同条第65号中「ある植物で、」を「において」「もの」を「植物」に改め、同号を同条第67号とし、同条中第56号から第64号までを2号ずつ繰り下げ、第54号及び第55号を削り、同条第53号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同号を同条第57号とし、同条中第37号から第52号までを4号ずつ繰り下げ、第36号を第40号とし、同号の前に次の2号を加える。

(38) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採する行為

(39) 別表に掲げる植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採する行為

第16条中第33号から第35号までを削り、第32号を第37号とし、同号の前に次の2号を加える。

(35) 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採する行為

(36) 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採する行為

第16条第31号中「又は電線路の維持」を削り、同号を同条第34号とし、同条中第30号を第33号とし、第29号を第32号とし、同号の前に次の2号を加える。

(30) 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが50センチメートル以内のものに限る。)を伐採する行為

(31) 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが3メートル以内のものに限る。)を伐採する行為

第16条第28号中「木竹」の次に「(別表に掲げる植物であるものを除く。)」を加え、同号を同条第29号とし、同条中第27号を第28号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (26) 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色及び形態が、県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色及び形態であるものに限る。）を設置する行為
- (27) 県が、県立自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該県立自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築する行為
- 第16条中第101号を第110号とし、第98号から第100号までを9号ずつ繰り下げ、第97号を第106号とし、同号の前に次の7号を加える。
- (99) 公園管理団体が行う条例第34条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたもの
- (100) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (101) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (102) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (103) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (104) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- (105) 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第33条第1項に規定する認定保護回復事業等の実施のために必要な行為として、条例第8条第1項各号に掲げるものを行う行為
- 第16条中第96号を削り、第95号を第98号とし、第82号から第94号までを3号ずつ繰り下げ、第81号を削り、第80号を第84号とし、第69号から第79号までを4号ずつ繰り下げ、第68号を第72号とし、同号の前に次の4号を加える。
- (68) 農業を営むために必要な範囲内で別表に掲げる植物を損傷する行為
- (69) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で別表に掲げる植物を損傷する行為
- (70) 別表に掲げる植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該植物を損傷する行為
- (71) 県、国等又は特定外来生物の防除を目的とする催し（県又は国等が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷する行為
- 第17条中「様式第12号」を「様式第13号」に改める。
- 第19条中「第22条第3号」を「第22条第4号」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「第26号まで、第37号から第40号まで、第50号から第56号まで、第68号又は第69号」を「第27号まで、第41号から第44号まで、第54号から第58号まで、第72号、第73号又は第99号から第105号まで」に改め、同条中第13号を削り、第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置する行為（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）
- 第19条に次の1号を加える。
- (17) 前条各号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附随する行為
- 第3章中第19条の次に次の1条を加える。
- （野生動物の生態に影響を及ぼす行為）
- 第19条の2 条例第24条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 野生動物（条例第24条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与える行為
- (2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとう行為
- 第3章の次に次の1章を加える。
- 第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置
- （協議会の公表）
- 第19条の3 第10条の2の規定は、条例第26条の2第3項において準用する条例第6条の11第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第10条の2第1項第1号中「条例第6条の11第1項に規定する協議会をいう。第10条の4第2項第2号及び第10条の6第3号において同じ」とあるのは「条例第26条の2第1項に規定する協議会をいう。第19条の4第2項第2号及び第19条の6第3号において同じ」と、第10条の2第1項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「県立自然公園の区域」と読み替えるものとする。
- （自然体験活動促進計画の認定の申請）
- 第19条の4 条例第26条の3第1項の規定による認定の申請は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、区域の規模が大きい場合、第1号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて

適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 条例第8条第1項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図面
- (3) 条例第20条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第26条の3第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第19条の5 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第26条の3第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第8条第1項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第20条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第19条の6 条例第26条の3第5項(条例第26条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第19条の7 条例第26条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第26条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第23条中「様式第13号」を「様式第14号」に改める。

第24条中「様式第14号」を「様式第15号」に改める。

様式第1号中「第6条の3第2項」を「第6条の5第2項」に改める。

様式第2号中「第6条の3第6項」を「第6条の5第6項」に改める。

様式第14号を様式第15号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第14号) (第23条関係)

(第1面)

第号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

長野県知事

印

写真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- 1

この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2

法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3

該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4

記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5

裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第13号を削る。

様式第12号の備考中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第11号の備考中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第10号の備考中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号を様式第10号とし、様式第8号を様式第9号とし、様式第7号を様式第8号とし、様式第6号を様式第7号とする。

様式第5号中「第6条の5第2項」を「第6条の7第3項」に改め、同様式を様式第6号とする。

(様式第4号)(第8条関係)

長野県立自然公園内公園事業譲渡承継承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

譲渡人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

譲受人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

長野県立自然公園条例第6条の7第1項の規定により、 が執行する 県
立自然公園内の公園事業を次のとおり承継したいので承認してください。

認可書の交付 年月日及び番号		
公園施設の種類		
公園施設の管理 又は経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者)
	料金徴収	有 (標準的な額) 無
	供用期間	通年 季節(供用期間)
譲 年 月 日		
譲 渡 の 理 由		
備 考		

(備考) 備考欄には、他の法令の規定により当該公園事業が行政庁の許可、認可その
他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第19条」を「第19条の2」に改める部分に限る。)及び
第3章中第19条の次に1条を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の長野県立自然公園条例施行規則の規定に基づいて交付されている職員等の身分を示す証明書は、この規則
による改正後の長野県立自然公園条例施行規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

自然保護課